

原管発官25第857号

平成26年3月31日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災政策課長
森下 泰 殿

東京電力株式会社
原子力運営管理部長



福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年4月1日より次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成26年3月31日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

本変更は平成26年4月1日より適用します。

頁	変更前	変更後	理由
I-5	第1章 総則 第2節 定義 33. 福島第一安定化センター 発電所におけるプラントの安定状態維持, 廃止措置に向けた諸対策, 緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を支援する組織。	第1章 総則 第2節 定義 33. 福島第一安定化センター 発電所におけるプラントの安定状態維持, 廃止措置に向けた諸対策, 緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を支援する組織	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
I-10	第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務 ⑥旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である副所長（技術系）、ユニット所長（5・6号）、ユニット所長（廃炉技術統括）、防災安全部長、技術・品質安全部長、1～4号設備運転管理部長、5・6号運転管理部長、原子力防災担当、5・6号保全部長及び原子力防災グループマネージャーの中から、この順位により代行者を指定する。	第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務 ⑥旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である副所長（技術系）、<u>ユニット所長（水処理統括）</u>、ユニット所長（5・6号）、ユニット所長（廃炉技術統括）、防災安全部長、技術・品質安全部長、1～4号設備運転管理部長、5・6号運転管理部長、原子力防災担当、5・6号保全部長及び原子力防災グループマネージャーの中から、この順位により代行者を指定する。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
I-14	第2章 原子力災害予防対策の実施 第2節 原子力防災組織の運営 3. 緊急時態勢の発令及び解除 (1) 緊急時態勢の発令 ①発電所 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、別図2-8に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本店原子力運営管理部長及び福島第一安定化センター所長に報告する。	第2章 原子力災害予防対策の実施 第2節 原子力防災組織の運営 3. 緊急時態勢の発令及び解除 (1) 緊急時態勢の発令 ①発電所 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、別図2-8に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本店原子力運営管理部長及び福島第一安定化センター所長に報告する。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
I-29	第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応 (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本店原子力運営管理部長及び福島第一安定化センター所長に報告する。また、発電所内の事象発生の場合、本店原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。	第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応 (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本店原子力運営管理部長及び福島第一安定化センター所長に報告する。また、発電所内の事象発生の場合、本店原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
	第2節 応急措置の実施	第2節 応急措置の実施	
I-34	8. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備並びに点検 発電所対策本部発電班長は、免震重要棟集中監視室又は中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。	8. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備並びに点検 発電所対策本部<u>運転</u>班長は、免震重要棟集中監視室又は中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。	組織変更に伴う変更
I-35	9. 原子力災害の発生又は防止を図るための措置 (1) 発電所対策本部発電班長及び技術班長は、主要運転データにより原子炉系の状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。 (4) 発電所対策本部発電班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。	9. 原子力災害の発生又は防止を図るための措置 (1) 発電所対策本部<u>運転</u>班長及び技術班長は、主要運転データにより原子炉系の状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。 (4) 発電所対策本部<u>運転</u>班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。	組織変更に伴う変更 組織変更に伴う変更

頁

変更前

変更後

理由

別図2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

別図2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

II-1

組織変更に伴う変更

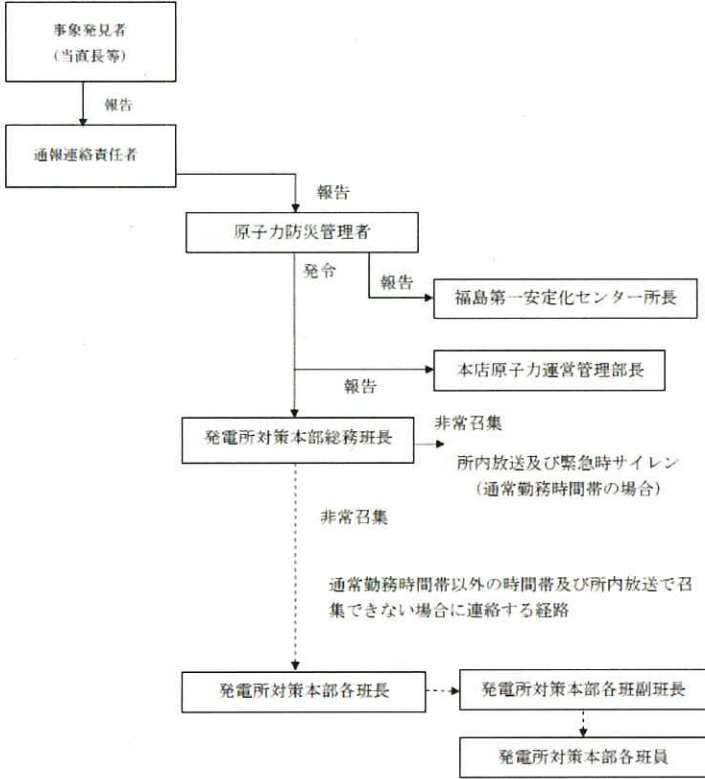
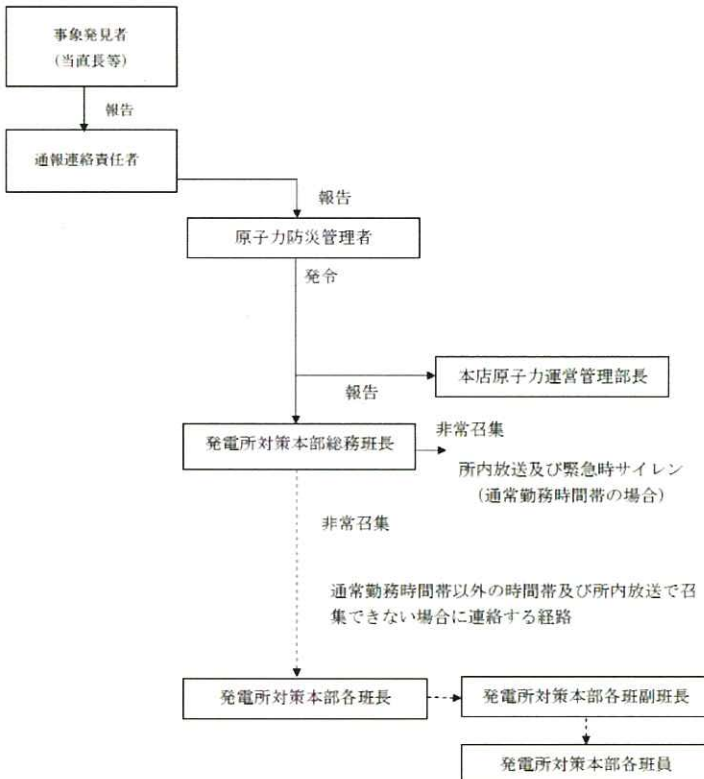
本部（統括管理） 本部長： 原子力防災管理者 （発電所長）	広報担当	広報班 原子力防災要員：6名	1. マスコミ対応
	安全監督担当	警備誘導班 原子力防災要員：4名	1. 作業者の安全確保 2. 所内の警備 3. 物的防護施設の運用
	現場対策統括	復旧班 原子力防災要員：18名	1. 応急復旧計画の立案と措置 2. 事故復旧計画の立案 3. 消火活動 4. 電源機能喪失時の措置
		発電班 原子力防災要員：12名	1. 事故状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 発電所施設の保安維持
		保安班 原子力防災要員：18名	1. 発電所内外の放射線・放射能の状況把握 2. 被ばく管理・汚染管理 3. 放射能影響範囲の推定
	計画・情報統括	情報班 原子力防災要員：8名	1. 本店対策本部との情報の受理・伝達 2. 各班情報の収集
		通報班 原子力防災要員：6名	1. 社外関係機関への通報・連絡
		技術班 原子力防災要員：6名	1. 事故状況の把握評価 2. 事故影響範囲の推定 3. 事故拡大防止対策の検討
	総務統括	総務班 原子力防災要員：1名	1. 所内への周知 2. 対策本部の設置・運営 3. 要員の呼集及び輸送 4. 支援に係わる社内外との連絡・調整 5. 他の班に属さない事項
		厚生班 原子力防災要員：2名	1. 食糧・被服の調達 2. 宿泊関係の手配
		医療班 原子力防災要員：5名	1. 医療活動
		資材班 原子力防災要員：6名	1. 資材の調達及び輸送 2. 機動力の調達
福島第一安定化センター			発電所におけるプラントの安定状態維持、廃止措置に向けた諸対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施の支援

本部（統括管理） 本部長： 原子力防災管理者 （発電所長）	広報担当	広報班 原子力防災要員：6名	1. マスコミ対応
	安全監督担当	警備誘導班 原子力防災要員：4名	1. 作業者の安全確保 2. 所内の警備 3. 物的防護施設の運用
	現場対策統括	復旧班 原子力防災要員：18名	1. 応急復旧計画の立案と措置 2. 事故復旧計画の立案 3. 消火活動 4. 電源機能喪失時の措置
		運転班 原子力防災要員：12名	1. 事故状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 発電所施設の保安維持
		保安班 原子力防災要員：18名	1. 発電所内外の放射線・放射能の状況把握 2. 被ばく管理・汚染管理 3. 放射能影響範囲の推定
	計画・情報統括	情報班 原子力防災要員：8名	1. 本店対策本部との情報の受理・伝達 2. 各班情報の収集
		通報班 原子力防災要員：6名	1. 社外関係機関への通報・連絡
		技術班 原子力防災要員：6名	1. 事故状況の把握評価 2. 事故影響範囲の推定 3. 事故拡大防止対策の検討
	総務統括	総務班 原子力防災要員：1名	1. 所内への周知 2. 対策本部の設置・運営 3. 要員の呼集及び輸送 4. 支援に係わる社内外との連絡・調整 5. 他の班に属さない事項
		厚生班 原子力防災要員：2名	1. 食糧・被服の調達 2. 宿泊関係の手配
		医療班 原子力防災要員：5名	1. 医療活動
		資材班 原子力防災要員：6名	1. 資材の調達及び輸送 2. 機動力の調達

頁	変更前	変更後	理由
II-8	別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路 本店警戒本部 本部長 計画・情報統括 サイト連絡担当 官庁連絡班 広報班 保安班 復旧班 総務統括 情報班 計画班 資材班 厚生班 総務班 通信班 原子力事業所災害対策支援拠点※1 派遣要員 オフサイトセンター※2 派遣要員 発電所警戒本部 本部長 計画・情報統括 現場対策統括 総務統括 安全監督担当 広報担当 情報班 通報班 技術班 復旧班 発電班 保安班 資材班 厚生班 医療班 総務班 警備誘導班 広報班 福島第一安定化センター —— 社内の情報連絡・指示 ----- 情報連絡経路 -----> ファクシミリによる通報と報告 ※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。 ※2 派遣要請があった場合に限る。	別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路 本店警戒本部 本部長 計画・情報統括 サイト連絡担当 官庁連絡班 広報班 保安班 復旧班 総務統括 情報班 計画班 資材班 厚生班 総務班 通信班 原子力事業所災害対策支援拠点※1 派遣要員 オフサイトセンター※2 派遣要員 発電所警戒本部 本部長 計画・情報統括 現場対策統括 総務統括 安全監督担当 広報担当 情報班 通報班 技術班 復旧班 連絡班 保安班 資材班 厚生班 医療班 総務班 警備誘導班 広報班 —— 社内の情報連絡・指示 ----- 情報連絡経路 -----> ファクシミリによる通報と報告 ※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。 ※2 派遣要請があった場合に限る。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-9	別図2-7 緊急事態発令後の社内の伝達経路（第1次緊急事態発令時）（1/2） 本店対策本部 本部長 計画・情報統括 サイト連絡担当 官庁連絡班 広報班 保安班 復旧班 総務統括 情報班 計画班 資材班 厚生班 総務班 通信班 原子力事業所災害対策支援拠点※1 派遣要員 オフサイトセンター※2 派遣要員 発電所対策本部 本部長 計画・情報統括 現場対策統括 総務統括 安全監督担当 広報担当 情報班 通報班 技術班 復旧班 発電班 保安班 資材班 厚生班 医療班 総務班 警備誘導班 広報班 福島第一安定化センター —— 社内の情報連絡・指示 ----- 情報連絡経路 -----> ファクシミリによる通報と報告 ※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。	別図2-7 緊急事態発令後の社内の伝達経路（第1次緊急事態発令時）（1/2） 本店対策本部 本部長 計画・情報統括 サイト連絡担当 官庁連絡班 広報班 保安班 復旧班 総務統括 情報班 計画班 資材班 厚生班 総務班 通信班 原子力事業所災害対策支援拠点※1 派遣要員 オフサイトセンター※2 派遣要員 発電所対策本部 本部長 計画・情報統括 現場対策統括 総務統括 安全監督担当 広報担当 情報班 通報班 技術班 復旧班 通報班 保安班 資材班 厚生班 医療班 総務班 警備誘導班 広報班 福島第一安定化センター —— 社内の情報連絡・指示 ----- 情報連絡経路 -----> ファクシミリによる通報と報告 ※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-10	別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）（2/2） 本店対策本部 原子力事業所災害対策支援拠点※1 他店所 オフサイトセンター※2 他原子力発電所 発電所対策本部 福島第一安定化センター 社内の情報連絡・指示 情報連絡経路 ファクシミリによる通報と報告 ※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。	別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）（2/2） 本店対策本部 原子力事業所災害対策支援拠点※1 他店所 オフサイトセンター※2 他原子力発電所 発電所対策本部 社内の情報連絡・指示 情報連絡経路 ファクシミリによる通報と報告 ※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-11	別図2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と 発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路  <pre> graph TD A[事象発見者 (当直長等)] -- 報告 --> B[通報連絡責任者] B -- 報告 --> C[原子力防災管理者] C -- 報告 --> D[福島第一安定化センター所長] C -- 報告 --> E[本店原子力運営管理部長] C -- 報告 --> F[発電所対策本部総務班長] F -- 非常召集 --> G[所内放送及び緊急時サイレン (通常勤務時間帯の場合)] F -. 非常召集 .-> H[発電所対策本部各班長] H -. 非常召集 .-> I[発電所対策本部各班副班長] I -. 非常召集 .-> J[発電所対策本部各班員] </pre> ※ 原子力警戒事態発令の場合の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に読み替える。	別図2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と 発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路  <pre> graph TD A[事象発見者 (当直長等)] -- 報告 --> B[通報連絡責任者] B -- 報告 --> C[原子力防災管理者] C -- 報告 --> D[福島第一安定化センター所長] C -- 報告 --> E[本店原子力運営管理部長] C -- 報告 --> F[発電所対策本部総務班長] F -- 非常召集 --> G[所内放送及び緊急時サイレン (通常勤務時間帯の場合)] F -. 非常召集 .-> H[発電所対策本部各班長] H -. 非常召集 .-> I[発電所対策本部各班副班長] I -. 非常召集 .-> J[発電所対策本部各班員] </pre> ※ 原子力警戒事態発令の場合の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に読み替える。	組織変更 に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-17	別図3-1 公表内容の伝達経路 ※1 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に、「本店策本部」は「本店警戒本部」に読み替える。 ※2 プレス発表実施箇所は関係者へ周知する。	別図3-1 公表内容の伝達経路 ※1 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に、「本店策本部」は「本店警戒本部」に読み替える。 ※2 プレス発表実施箇所は関係者へ周知する。	組織変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由																																																																																						
II-39	別表 2－4 原子力防災要員の職務と配置 <table><tr><th>原子力防災要員の職務</th><th>配 置</th><th>原子力防災組織の班名と人員</th></tr><tr><td>(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>通報班 4 名 情報班 4 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内</td><td>通報班 2 名 情報班 2 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内</td><td>広報班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>広報班 2 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内</td><td>保安班 4 名 発電班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>保安班 10 名</td></tr><tr><td>(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td>技術班 4 名 発電班 4 名</td></tr><tr><td>(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>復旧班 18 名 発電班 4 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(7)放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内</td><td>保安班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>保安班 5 名 ※ 1</td></tr><tr><td rowspan="2">(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内</td><td>医療班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>医療班 1 名</td></tr><tr><td>(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td><td>発電所内</td><td>資材班 6 名 厚生班 2 名</td></tr><tr><td>(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>警備誘導班 4 名</td></tr></table> ※ 1：（7）のオフサイトセンター人員は（4）のオフサイトセンター人員に含まれる。	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員	(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名 情報班 4 名	(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名 情報班 2 名	オフサイトセンター	情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名	(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 4 名	オフサイトセンター	広報班 2 名	(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名 発電班 4 名	オフサイトセンター	保安班 10 名	(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 4 名 発電班 4 名	(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 18 名 発電班 4 名	(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名	オフサイトセンター	保安班 5 名 ※ 1	(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	医療班 4 名	オフサイトセンター	医療班 1 名	(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名 厚生班 2 名	(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名	別表 2－4 原子力防災要員の職務と配置 <table><tr><th>原子力防災要員の職務</th><th>配 置</th><th>原子力防災組織の班名と人員</th></tr><tr><td>(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>通報班 4 名 情報班 4 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内</td><td>通報班 2 名 情報班 2 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内</td><td>広報班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>広報班 2 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内</td><td>保安班 4 名 運転班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>保安班 10 名</td></tr><tr><td>(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td>技術班 4 名 運転班 4 名</td></tr><tr><td>(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>復旧班 18 名 運転班 4 名</td></tr><tr><td rowspan="2">(7)放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内</td><td>保安班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>保安班 5 名 ※ 1</td></tr><tr><td rowspan="2">(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内</td><td>医療班 4 名</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>医療班 1 名</td></tr><tr><td>(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td><td>発電所内</td><td>資材班 6 名 厚生班 2 名</td></tr><tr><td>(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>警備誘導班 4 名</td></tr></table> ※ 1：（7）のオフサイトセンター人員は（4）のオフサイトセンター人員に含まれる。	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員	(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名 情報班 4 名	(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名 情報班 2 名	オフサイトセンター	情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名	(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 4 名	オフサイトセンター	広報班 2 名	(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名 運転班 4 名	オフサイトセンター	保安班 10 名	(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 4 名 運転班 4 名	(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 18 名 運転班 4 名	(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名	オフサイトセンター	保安班 5 名 ※ 1	(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	医療班 4 名	オフサイトセンター	医療班 1 名	(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名 厚生班 2 名	(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名	組織変更に伴う変更
原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員																																																																																							
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名 情報班 4 名																																																																																							
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名 情報班 2 名																																																																																							
	オフサイトセンター	情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名																																																																																							
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	広報班 2 名																																																																																							
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名 発電班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	保安班 10 名																																																																																							
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 4 名 発電班 4 名																																																																																							
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 18 名 発電班 4 名																																																																																							
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	保安班 5 名 ※ 1																																																																																							
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	医療班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	医療班 1 名																																																																																							
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名 厚生班 2 名																																																																																							
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名																																																																																							
原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員																																																																																							
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名 情報班 4 名																																																																																							
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名 情報班 2 名																																																																																							
	オフサイトセンター	情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名																																																																																							
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	広報班 2 名																																																																																							
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名 運転班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	保安班 10 名																																																																																							
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 4 名 運転班 4 名																																																																																							
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 18 名 運転班 4 名																																																																																							
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	保安班 5 名 ※ 1																																																																																							
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	医療班 4 名																																																																																							
	オフサイトセンター	医療班 1 名																																																																																							
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名 厚生班 2 名																																																																																							
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名																																																																																							